

平成27年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(16日目)

平成27年6月17日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第37号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第38号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第39号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第40号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第41号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 6 議案第42号 永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第43号 永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第44号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第45号 小型除雪車(ロータリー)1.5m級の取得について
- 第10 議案第46号 小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得について
- 第11 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君

- 5番 酒井 要 君  
6番 江守 勲 君  
7番 小畑 傳 君  
8番 上田 誠 君  
9番 金元直 栄 君  
10番 樂間 薫 君  
11番 齋藤 則男 君  
12番 伊藤 博夫 君  
13番 奥野 正司 君  
14番 中村 勘太郎 君  
15番 川治 孝行 君  
16番 長岡 千恵子 君  
17番 多田 憲治 君  
18番 川崎 直文 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

- |             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 町           | 長 | 河合 永充 君 |
| 教 育         | 長 | 宮崎 義幸 君 |
| 消 防         | 長 | 竹内 貞美 君 |
| 総 務 課       | 長 | 山下 誠 君  |
| 財 政 課       | 長 | 山口 真 君  |
| 総合政策課       | 長 | 太喜 雅美 君 |
| 会 計 課       | 長 | 清水 和子 君 |
| 税 務 課       | 長 | 歸山 英孝 君 |
| 住 民 生 活 課   | 長 | 野崎 俊也 君 |
| 福 祉 保 健 課   | 長 | 森近 秀之 君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 藤永 裕弘 君 |
| 農 林 課       | 長 | 小林 良一 君 |
| 商 工 観 光 課   | 長 | 川上 昇司 君 |
| 建 設 課       | 長 | 平林 竜一 君 |

上 下 水 道 課 長	清 水 昭 博 君
永 平 寺 支 所 長	山 田 幸 稔 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	南 部 顯 浩 君
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 伸 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	佐々木 利 夫 君
書 記	多 田 和 憲 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましてはご参集をいただき、ここに16日目の議事が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第37号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第38号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第39号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第40号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第41号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 日程第1、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第5、議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第5、議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。

本件は、去る平成27年6月2日、予算決算常任委員会に付託されました議案

であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） 予算決算常任委員長の報告をさせていただきます。

平成27年6月2日の本会議に付託されました議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5議案について、去る6月11日及び16日に、全員出席のもと、当委員会で慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、皆様のお手元の報告書のとおりであり、5議案とも原案のとおり可決いたしました。

なお、一般会計補正予算の決裁に際しては、永平寺町議会基本条例第10条の自由討議を行い、当委員会として次の事項を意見書として提出することを承認し決裁を行った次第であります。

内容につきまして報告します。

平成27年度6月補正予算に対する意見書。

平成27年度一般会計6月補正予算を審議した結果、次の事項を意見書として提出します。

1、ふるさと創造プロジェクト事業、永平寺町「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」事業について。1、事業の目的、計画に沿った内容の再検討、精緻化を図り、実施計画の具体策を早急に示すこと。2、プロジェクト推進協議会との連携を進め、目的の趣旨に合った町民、住民のための施設とすること。

2つ目です。道の駅整備に伴う地域振興施設に必要な備品購入について。1、道の駅振興施設の備品は、その施設の規模、内容等に応じたものとなるよう再検証を図ること。2、備品は、目的に応じた地域振興の設備なのか、収益事業の備品なのかを明確にし、協定書等に区分明記し、適切な対応を図ること。3、指定管理に伴う施設の備品については、使用料等の検討をも図ること。

以上であります。

これをもって予算決算常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより、議案第37号から議案第41号までの5件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算について、  
討論に入ります。

○ 番（ 君） 委員長報告 質疑。

○議長（川崎直文君） はありません。

○ 番（ 君） 。

○議長（川崎直文君） はい。

繰り返します。討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、本補正予算の町民の暮らしと安全を守るための予算、  
防災、消防関係、それから認知症グループホーム、小規模多機能施設などの補正  
予算を反対するものではありません。しかし、次の2点を鑑み、反対の立場をと  
ります。

1つ目、ふるさと創造プロジェクト事業「禅と食と酒の魅力味わいプロジェク  
ト」事業については、コンセプトに永平寺町をおしゃれに演出、発信する、地域  
の交流の拠点とするの2点であります。内容はカフェ機能、デジタルサイネー  
ジ、プロジェクションマッピング等の内容が明確になっておらず、また内容を進  
めるべくプロジェクト推進協議会との 進めることも必要で  
あるというふうに加え、今回の補正予算の内容は建設用地の取得費ではありますが、  
以上の点をイメージでなく明確にし、本当に地域振興の拠点となる、町民、  
住民のためになる目的に合う施設とするためにも、まず先にこの対応を図るべき  
と考えております。

2点目です。道の駅整備に伴う地域振興施設に必要な備品購入費については、  
予算決算常任委員会の意見にもあるように、その施設の規模、内容に応じたもの  
となるよう再検討を図ること。施設の目的に合った地域振興の施設の備品なのか、  
収益事業の備品なのかを明確にし、協議書等に区分明記し、適切な対応を図るよ  
うに示されています。今回示された2,000万の備品一覧には、上記指摘の内  
容から見ると設備過剰な点、または収益事業の備品については使用料等の対応も  
必要かと考えます。

以上2点から、本補正予算については課題が山積しているように思っております。

す。

以上の点から反対の立場をとります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、本一般会計補正予算について反対の立場をとります。

町民にとってこの補正予算の中に必要なものについては、私は反対するつもりはございません。

今、前の討論者も言われましたけれども、1つはふるさと創造プロジェクト事業。よくこの内容を検討すれば町にとって魅力になる可能性もあるのかなと思うところですが、現実、まだその目的があんまりはっきりしてないのではないかという疑問があります。ただ、そういう中で土地の購入ということで2,400万円の予算が盛られていることは実質着手になること。ここは今、十分論議を尽くす必要があると思うんです。特に予算決算常任委員会では、この項目については附帯決議にはなりませんでした。

2つ目、道の駅整備ですが約2,000万、この備品購入です。やはりちょっと甘くないかという疑問がいろんな質疑の中で出ましたけれども、私はそういう点があると思います。これも附帯決議に入らなかったのは残念に思います。

ただ、この道の駅については、地元の人たちにその管理を指定管理、私は指定管理でなく本来は運営委託のほうがいいと思うんですが、そういう方向になっていることについては、また条例のところでも言いますけれども、指定管理のところでも言いますけれども、これは評価できると思うんです。ただ、それにしてももう少し詰めたものにしていく必要があると思っています。見切り発車は許されないことだと思うんです。

3つ目、小学校の耐震補強事業のことですが、いわゆる体育館天井の問題ですが、これは以前から私は町に対して、それは耐震性は基準がないよということを目指し続けてきました。しかし、町は実質、専門知識を持った職員を配置せずにこれまできています。今回、その天井部材を撤去することで3,600万円余りの予算が計上されています。これを業者の言うなりで耐震性のあるものを設置するという当時の答弁にもあらわれているとおり、業者の言うなりでしたことで約1億円近いお金が消えるのではないかと心配しています。これだけあればもっと

すばらしい体育館にもできただろうし、ほかの公共施設にもいろいろ使えただろうと思うところであります。

私は、済んだことだからこれを不問にするというこれまでの行政のやり方、これは旧松岡時代から、議員になってから一貫して一致してるんですが、公共施設というのは引き渡しが終わった時点からもう業者の保証はなくなるんだと、取りつけられたいろんな備品については保証期間があるからそれはそうなんだけれどもという話でした。これはやはり公共施設などを引き受けるあしき伝統だと思っております。例えば今、ゴム製の免震装置といいますか、ということで世間を騒がせている問題がありますけれども、それは設置した業者の責任においてどうするかということが言われているはずですが、ここをないがしろにするのでは、やはり行政の甘さといいますか、体質が示されてしまうんじゃないか。これに対して議会が黙っているのでは、私は大きな問題だと思っています。

本当にこのことを考えると、耐震性のないものが天井にあるということで撤去するということは必要な事業ではありますけれども、それだけでは済まされない問題があるということを指摘して、私は反対討論にかえていきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私は、今回の補正予算、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回、予算決算常任委員会におきまして慎重審議に議論いたしました。その中で議員の多くの皆様の賛成の中、今回、意見書を出させていただきました。特に問題となっているふるさと創造プロジェクト事業、そして道の駅の備品購入につきましては、議員が総意でもってこの意見書を出しているということは大変大きな意義があると思っております。理事者におきましては、この指摘されている意見書の項目を十分ご理解をいただき、逐次議会に報告をいただきたいと思えます。

この2つの事業も含めまして、生命、財産を守る補正予算となっております。それぞれの意義があると思っております。町民の福利厚生の上になるよう、十分内容を詰めていただきたいと思っております。

この意見書を添えて、賛成という立場をとらせていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

13番、奥野君。



○13番（奥野正司君） 私は賛成の立場から発言をいたします。

この27年度の補正予算につきましては、議論のポイントになりましたところはふるさと創造プロジェクト事業、それから道の駅整備でございました。そこにつきましては、今滝波議員からもおっしゃられましたように、議員の総意に基づきまして意見書をつけております。「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」事業につきましては、目的の趣旨に沿った町民のための施設となるよう再検討、ここを議会にさせていただくということを、それから道の駅整備につきましては、その施設の規模、内容に応じたものとなるよう、備品の購入につきましては再検討を図っていただきたいというふうな意見書をつけておりますので、それを踏まえてまたご報告いただくことで、この計画自体は認めることがいいと思います。

この計画をすることによりまして、地域の活性化、交流人口の拡大、それから地域住民の集える場をつくるというふうな目的があったかと思いますが、これは地域住民の福祉、それからにぎわい創造、それから地域経済にとりましても決して無益であることはないと思います。有益であると思いますので賛成をいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第38号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第38号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第39号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第39号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第40号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第40号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第6 議案第42号 永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第6、議案第42号、永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年6月2日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長(朝井征一郎君) 当委員会は、6月15日午前9時より委員会出席のもとに開催し、今議会に提案されました付託された議案第42号について慎重に審議いたしましたところ、採決の結果を報告いたします。

議案第42号、永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定について、条例の第13条の中での使用料については、施設での使用、駐車場での使用を分けて使用料を決め(営利目的、地域振興目的等)、利用料金については指定管理者と協議の上、決めること。また、指定管理者は、収支決算書、損益計算書を作成し報告するものとし、全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) これは道の駅の設置および管理に関する条例ということなん

ですが、議会では、道の駅にできるであろう、いわゆる食堂みたいなどの備品の問題で随分論議になりました。それで条例内で、例えば直売とか売店についてはどこで位置づけられているのかというのが一つ。ある意味ここに入っていないように思うので、そういう意味では自由にできるのか。また、そういうものについて細かい規定は、4条には事業として書いてはあるんですが、ちょっとそれだけではどうあるべきなのかというのが見えないんじゃないかなと思うのが一つ。

先ほど言いましたように、補正予算の審議の中で、設備の備品の購入2,000万。備品購入2,000万というと設備もあるのかなと思わないんですが、議会の論議の内容を補足する内容がこの中にあるのかということだけちょっとお聞きしたいですね。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 今ほどの質問ですけれども、施設の備品についてでございますが、これは地域の振興の施設に使われるものと、施設内の事業で販売等いろんな問題もございまして、その中で1種、2種というふうに分けて指定管理者と協議の上、協定審議するようにしてありますので、その点よろしくお願いたします。

○9番（金元直栄君） 何か行政のほうで答弁あれば。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） まず、今ほどの直売、売店の位置づけという点ですけれども、条例の第3条のところに、施設として「特産品等販売施設」、2つ目に「飲食提供施設」ということで、それぞれ直売、売店の位置づけをさせていただいております。また、4条において、4項のところで「地元特産品の展示および販売ならびに飲食物その他の物品の販売に関する事」ということで条例の中で位置づけをさせていただいております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 確かに書いてあるのはわかるんですが、この施設の前で他団体が何か催し物をやるとか、そのときの利用料金のことについてはかなり詳しく書いてあるんですが、ある意味、ここの2項目というか、3条と4条に書いてある中には余り詳しく規定されてないですね。特に、飲食物その他の物品を販売するところについては随分議会で論議になってたので、何かぜひ補完するようなものを整備せんとあかんのではないかな。

ただ、もう一つ言いますけど、僕、2,000万というのは備品ではなくて設備やと思うんですね。2,000万という金額を見ると。そこも充分区別していかないと、今回の2,000万の内容についても実を言うと論議になったことから、その辺は十分考えてほしいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今の直売所あるいはイベントの位置づけに関する詳細なことににつきましては、今後、規則等で詳細については規定していきたいと思えますし、今の設備という話につきましても、空調関係ですとかそういった機械関係については設備になると思いますが、運営に必要なそういった冷凍庫ですとかそういったものはあくまでも備品という位置づけで、これにつきましても基本協定書の中でそれぞれ区分分けをしていきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今のことに関連するんですけれども、いろんな、3条、4条で規定して、12条で指定管理者が行う業務ということで、3番なんかは施設、設備の維持管理という形でくくってあるわけですが、例えばその中の協定書で上げればそれまでということかもしれませんが、ある面では町が見る部分とか、それから指定管理者が見る部分とかというのは大枠でやはりくくるべきじゃないか。それは先ほどの論議にもありましたように、それぞれの備品というんですか、設備を、禅の里では1類、2類という形で分けたみたいな形にはなってるわけですが、そういうなのもある程度大枠の中にくくりながら、その中の細目については協定書で結んでいくというふうなことは考えなかったんでしょうか。これだけのくくりではちょっと粗過ぎるんじゃないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。そういう論議にはなりませんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 委員会においては、そういう今言われたこともございまして、理事者側に対して、備品なのか施設内にするものなのかを指定管理者との協議の上、協定書をつくるなりして明確に記載していく、そういうことでお願いしたいということでございます。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 1点委員長にお聞きをいたしたいと思えます。

指定管理につきましては、社会福祉協議会、そして株式会社コーワ、そして3

件目だと思いますが、今まで本町での指定管理の中でちょっと問題があった点があったと思います。というのは、指定管理している部門ではない部門で、いわゆる違反をしていたということで新聞沙汰にもなったりとか、あるいは逆に地方公共団体を訴えるというようなこともありました。そういったことで非常に本町も困っていたこともありました。そういった対策が何か講じられているような、そんなことは意見として出ませんでしたか。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 委員会においては、今言われたことに関してはありませんでした。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 指定管理の取り消しといったようなことにつきましては、地方自治法あるいは手続の基本条例に基づいて基本協定書というものが作成されますので、その基本協定書の中で具体的な事項について記載していくということで説明させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第42号、永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第7 議案第43号 永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第7、議案第43号、永平寺町消防団員の定員、

任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年6月2日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会への付託案件につきまして委員長報告をいたします。

本定例会におきまして総務常任委員会にて付託されました議案第43号、永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、去る6月12日金曜日午前9時より11時まで、全委員及び町長、消防長、総務課長、財政課長、総合政策課長以下所管課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。十分な審議の結果、総務常任委員会で付託されました議案、皆様のお手元にございます委員会報告のとおり可決いたしました。

付託されました議案の意見内容でございますけれども、この条例の制定につきましては、題名の改正で「永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」を「永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に改めることと、また第3条第1号を「永平寺町消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」に改め、大学生等の入団促進を図るため文言の追加等の改正を行い、幅広く層の厚い永平寺町管内の防災力の強化を促進するものであります。

また、同じく条例に第14条を加え、消防団員が災害現場等において負傷または死亡し、もしくは著しい障がいをもつ状態となったときの損害を保障する公務災害補償の条文も加えるもので、さらに同じく条項に第15条を加え、消防団員への退職報償金の支給を明確化し、消防団員への待遇面をより明確に定める改正内容であります。

また、この事務は福井県市町総合事務組合に委託され、それぞれ福井県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例及び福井県市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例の定めるところであります。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今説明を聞いて、3条とか14条公務災害の補償とか退職報償金の問題を明確にしたということで、これは非常にいいことやと思うんですが、特に3条ですか、定員、任免、服務等に関する条例の改定に通学する者ということを入れて、学生もぜひ若いうちから参加できるような条件にしてほしいということをも明文化したというのは僕は非常にいいことやと思います。

ただ、この狙いと現状がどんな状況なのかというのだけ知らせていただくとありがたいと思います。以前、学生の団員が何十名かいたことがあるんですね。そんなことも含めて報告していただけると、なおありがたいと思います。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） その学生等の狙い、消防団、これは消防団員の幅広い強化等々を狙って、幅の広い安全、安心なまちづくりのためにそういった強化を図るものであるというふうに思っております。

ただ、今、消防団員さんにおかれましては当然地元の方で構成する団員さんでございませうけれども、町内に、やはり日中等々におきましては半数以上の方が勤められておるといふところから、通常、日曜におきましての消防力の強化というような観点から、学生さん等におきましては、医科大とか、または県立大学、幅広く学業に取り組んでおられる、そういった方々も、その中での災害時の自由な時間も、そういった応援が、支援ができるというふうなことを、活躍ができて、また地方に帰られてもその方が防災力の強化等々にも取り組まれるというふうな2つの狙いから、総合的な、自分の勉強ですか、そういうなのぐらいは

地域の貢献にもなるというふうなことで、機能別消防団員というふうな方々を大学生に求めまして、そういったことを強化していったと。

そこら辺の管内におられる学生さん、1、2学生につきましてはほとんど入学されておられるというふうな現状、また2、3、4学生におきましては市内のほうに、福井市のほうに、町外のほうに、市内だけではないとは思いますが、転居というんですかね、そういったこともお聞きしたというふうなことで、ここに条文で通学する者も対象にして幅広く明確にして安全、安心、そういったものに取り組んでいただくためにやったものだというふうに感じております。

○9番（金元直栄君） 現状は？



○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 現状は消防長からお願いします。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 福井大学の医学部の学生につきましては40名弱と、正式な数はちょっと今資料がございませんので把握してませんけれども、40名弱やと思ってます。

それから、今委員長から説明から説明ありましたとおり、福大、それからまた県立大学にも今募集をかけてますけれども、やはり福井市に住んでおられるとか、そういう方で福井大学の医学部に通学をしているという面で機能別団員がおりますので、その人に対して、例えばもともとはそういう住所があるとか、それからもとは勤務しているとか、基本 なってますけれども、大学生が、高校生も同じなんですけれども、地元に通学しているという者でこの文言を入れさせていただきました。

それからまた、さっき委員長が申しましたとおり、地元に戻っても、ほとんどが県外の人もおりますし、県内、それから町内の、住所をこちらに移している方もおられますけれども、いろんな面でまた地元へ帰られても、地元に残っても、また消防団を引き続き行っていただきたいということでこの文言を入れさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 以前から学生が消防団に入っているという話は聞いたことはあって、それが報告されたこともあったんですが、実は私、この大学がある町としてこの消防団員に学生を含めるという発想は非常にいいと思うんですね。

特に何が言いたいかという、実はそれが具体的に としては消防団だけではないかという心配もあるんです。若い人の中でのボランティア活動への参加意識というのはかなり、アンケート調査しても、参加してみたいけれどもという意識が高いんですね。ですから、こういう災害時への対応も含めてですが、学生の間から本当にボランティアに参加できる条件づくりへ行政も支援すると。どこかで災害があったときに、大学でバスを出し切れない、1台でまとまらなければ町のバスに乗って行ってもいいよと、そういう支援もするよとかいうことで、そういう組織化もあわせて、この消防団のこれをあわせてぜひ位置づけてほしいと思うんです。

特にいろんなボランティア活動に学生が参加することになれば地域との結びつ

きが強くなると同時に、そういう中で本町に残ってもらえるような人が出てくればこんなにもいいことはないんで、町を挙げて、僕は消防団の問題で言ってますけれども、本当に若い人たちのボランティアに参加したい、協力したいという意識はかなりアンケートしてても高いということをついて、町としてのアプローチを考えてほしいと思うんですね。ぜひ、そんなことで何か考えていることがあればお願いしたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 今、金元議員のほうからございました。

大変前向きな行政的な取り組みを、しっかりと幅広く取り組めるというようなことで、これから総務常任委員会としても、私個人としても、やはりそういったことをどしどし指導して、また目を開いて、そういうふうな防災力の強化ということで申し上げていきたいというふうに思っております。

町長、何かありましたら。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 学生の皆さんがこの防災を通してということは今回の条例改正なんです、町として考えてますのもいろいろな、今金元議員おっしゃられたとおりにボランティア活動、そういったのを積極的に参加していただくように福井大学とも包括協定を結んでいまして、今、総合政策課と福井大学と話も進めさせていただいております。

その中でもう一つは、若者が参加したまちづくりの何か条例化ができないかというのを研究させていただいてますのと、おっしゃられたとおり、学生のときにボランティア活動をしていただくとかまちづくりに参加していただく、そうしたことがまた就職する際にも一つの参考基準になるというのもお聞きしております。そうした中で、町が、積極的にボランティア活動とかいろいろまちづくりに参加していただいた学生さんには、例えば感謝状とかそういったことも考えてますんで、また議会のほうにも進捗状況とかそういったものをしっかり説明させていただきます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 行政も、議会の総務委員長からも本当にそれは積極的に取り組むべきやという答弁とかご回答があつて、僕はうれしく思います。

ただ、こんなこと言うと語弊があるかもしれないですけども、足羽川の豪雨のときに、ある大学で、ボランティアを募集してはどうだという生徒からの声が

上がったそうです。そのときには「うちの学校にはそういう人いないでしょう」と言う先生方もいらっしやったという話もあって割と消極的だったのに、いざ募集してみたらバスに1台ぐらいすぐに集まったということで、先生方も目を開いて、こんな若い人たちがいるのかという感動を覚えたという話を聞いたことがあるんですね。

だから、そういう心を今から培っていくことが18歳になっての選挙権の問題にもかかわるんですが、自治体としてもその地域に大学があるということで、消防を初め、そういう一つの何か接近するような場所を設けることが、支援する方向性を示すことが学生のそういう社会のいろんな出来事への関心を高めることにもつながると思いますので、ぜひこれは強めていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） ちょっと説明のつけ加えでよろしくをお願いします。

国のほうから、消防団活動を実施した大学生等に対する認証制度の導入ということで、当永平寺町におきましても永平寺町学生消防団活動認証制度の実施要項を策定して、大学のほうには、機能別団員の方には周知をしております。これは、言うてるのは就職の支援活動、消防団実績を踏まえたとか、それから、これは町長が認めないといけないものなんですけれども、申請していただいて町長が認めればそういう認証を出す。それからまた、先ほど申しましたけれども、卒業後に消防団活動を継続していただくということでもこの配慮ということで、この要項を策定して運用を始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） この43号、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するという、この委員会での説明におきましては、国の基準といいますか、ガイドラインといいますか、それに合わせるためにこういうふうに変更しますというふうに説明を受けました。それでよろしいんですね。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） そう理解していただければ結構だと思います。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君）　そういう意味で、この14条、15条に記されていますように、ボランティア意識を持ちまして消防団員活動を行っていただいています団員の方々の公務災害補償あるいは退職報償金等を明文化して制度をつくるということとは非常に団員の苦勞に報いることで、私も賛成をいたします。

　　こうして団員がふえてきていただきますと、その中において、一つちょっとつけ加えて申し上げさせていただきますと、このボランティア意識あふれる団員の消防団組織がその機能を十分に発揮する、機能を発揮できる組織であり続けるために、今後とも、その組織が余りに高い層になり過ぎないようにフラット化を施行していただきますことをお願いしまして、この条例改定につきまして全面的に賛成をさせていただきます。

　　以上です。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

　　ないようですから、質疑を終わります。

　　自由討議の提案はありますか。

　　自由討議の提案なしと認めます。

　　討論に入ります。

　　討論ありませんか。

　　討論なしと認めます。

　　採決します。

　　本件に対する委員長報告は可決です。議案第43号、永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

　　よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

　　～日程第8　議案第44号　指定管理者の指定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第8、議案第44号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

　　本件は、去る平成27年6月2日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

　　本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 去る6月15日ですけど、議案第44号、指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者として、地元、永平寺町大野島の団体であります株式会社きらりということに指定させていただいたわけでございますが、この方は、地域住民のため、地域活性化のためにこういう皆さんとお話をしながら指定管理者として名乗りを上げられた会社でございます。

先ほどから備品についていろんな議論がされましたが、その備品については指定管理者と協議の上、協定書において明確に適切な対応を図るということで願いますので、よろしく願います。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、この指定管理団体について、地元の人たちということ聞いています。地元、地域の人々が指定管理で町の施設を受けるというのはある意味初めてですね。社会福祉協議会のような、ある意味そういう組織はちょっと別にして、以前からある組織は別にして、初めてのことなので私は期待しております。

ただ、町から余りその積極的な説明はないんですね。こういう組織がどういう団体で、また町として、この業者しか指定管理の応募がなかったということもあるということですが、それはほかのところは、指定管理に出すという意味では、戦々恐々として触手を伸ばしていた団体組織、会社もあったと思うんです。しかし地元から出るということで、そこらは引っ込めた面もあるのではないかなと私は思っているんですが、この業者に対して、この団体に対して、町としては何を期待しているのかの報告もこういう機会にあわせてあると僕はいいなと思うんです。積極的にそこは示していただきたいと思うんですが、そういう示し方は行政としてはあったんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 行政のほうから、この道の駅に関しては広域の観光及び地域の観光に対する情報発信のところということで、この団体のきらりですけれども、地域の食、特産物、農産物などを積極的に消費者へ提供するという出されているということをお聞きいたしました。

そしてまた、ほかに何かご意見がありましたら、建設課長、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 団体についてですけれども、上志比地区の商工会の役員の方7名の出資により設立された法人でありまして、観光関係の業務、飲食関係、広告関係とか、中には農業生産団体の代表の方等がおられます。

また、町の期待していることにつきましては、今委員長からの報告もありましたように、特に地元の団体であるということから、にぎわいの創出あるいは地域経済の波及効果による地元の地域の振興、活性化に大きく期待をしているということでございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 割と淡泊なんですね。僕はそういう意味では非常に、指定管理の一つの方向としても、私は前から指定管理でなくて業務委託でもいいんでないかって言ってるんですが、それは別として、地元の業者が出てくることで町のいろんなそういうお金が地域に少しでも散ればという思いはあると思うんですね。そこをやっぱり明確にしていくことが、地元の人たちがこういう町内の施設管理に応募する機会がふえるんじゃないか、そこをもっと前面に出してほしいということで、この業者の位置づけ、意義づけをもっと期待も含めて語ってほしかったなというのがあります。

もう一つ聞きます。これは道の駅のような感じするんですが、先ほどの条例にもあったんですが、道の駅って普通、夜中でも車とめてね、トイレなんか利用しながら、ちょっと旅をする人たちがそこで夜を明かすということもやられているんですが、ここは禅の里の駐車場的な感じもあるので、いわゆる行政もその方針を決めておかないと、自由にとめられるんですから、指定管理との関係でいうと、禅の里の指定管理との関係もあって、そこらの交通整理は、いわゆる町の方針を持っていてこの人たちともお話しされているんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今の地域振興に関しましては、まず地元の農業の生産者を多く取り込んでいくことを歓迎したいということもありますし、とにかくイベントを開催することによって、そのにぎわいをつくる中で地元への波及効果を実現していきたいというふうな思いで、地元の地域の活性化といったことで指定管理者として事業計画を持っております。

あと、禅の里との関係につきましても、お互い指定管理者がよい関係、良好な関係を築くということで、道の駅の指定管理者候補者が定期的に打ち合わせを行うというようなことで事業計画を持っておりますので、今後もそういったことで調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） もう一つ加えて言わせていただきます。

僕は本当に、ここが盛況になればなるほどメイトが心配です。メイトのほうにもトイレがありますが、トイレを取り壊すという話もありました。でも僕は、トイレは残しておいて、そこにも車がいろいろ集まれるようにしておくのも条件整備かなど。イベントのときには、その会場も含めてあわせて考えていくことを、ぜひ地元の人ですから要請してやっていかないと、僕はちょっと大変なことも起こり得る可能性があるということを言って指摘しただけおきたいと思うんです。この条例については、地元の人ですからそういう相談もでき得るということで積極的に捉えたいと思っています。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

自由討議の提案ですか。ほかに賛成の方、1名いらっしゃいますか。

○9番（金元直栄君） ちょっと趣旨を言ってもらって。

○議長（川崎直文君） はい。

じゃ、自由討議の提案者の17番、多田君、趣旨をお願いします。

○17番（多田憲治君） 指定管理者制度、これはいわゆる直営より安く管理をするというのが町の施策でもあります。今、このきらりにつきましては、本当に収益度外で本当に指定管理料を安くするためにいろんな備品の購入についても、当議会としましても課題がありますが、私はそういう形でこの指定管理に賛成をするものでございます。

○議長（川崎直文君） 討論ではありませんので、自由討議ということで進めていただきたいと思います。

どなたか、ほかの方で自由討議ありませんか。

ほかに自由討議がありませんので、以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第44号、指定管理者の指定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第9 議案第45号 小型除雪車(ロータリー) 1. 5m級の取得について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第9、議案第45号、小型除雪車(ロータリー) 1. 5m級の取得についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年6月2日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長(朝井征一郎君) 議案第45号、小型除雪車(ロータリー) 1. 5m級の取得について、この除雪車については歩道関係を除雪するというので、上志比地区の藤巻とか機能補償道路にできます歩道に関する除雪ということで全員賛成によって可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第45号、小型除雪車(ロータリー)



1. 5 m級の取得についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第10 議案第46号 小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第10、議案第46号、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年6月2日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長(中村勘太郎君) それでは、議案第46号、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得について、委員会の報告をさせていただきます。

この消防機器の取得につきましては、地方自治法及び条例の規定に基づき議会の議決を求める案件であります。更新車両の名称と台数は、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車1台で、契約金は1,015万2,000円、うち消費税が75万2,000円で、契約相手方は、福井市春山1丁目、栄冠商事株式会社で、消防防災機器では県内で実績もあり信頼できる会社であります。

この小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車は、上志比地区第1分団に配備する計画となっております。平成28年の本町消防本部署の統合に向け、公益的な管内の消防力の充実強化につながるものであります。これからも消防団車両の配備計画及び更新計画を精査し、管内バランスのとれた防災力の強化を構築してくださることを重視するものであります。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決いたしましたので、妥当な御決議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第46号、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第11 閉会中の継続調査の申出～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第11、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午前11時08分 休憩)

---

(午前11時09分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る6月2日の開会以来16日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたこと心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されることを特にお願い申し上げまして、平成27年第2回定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、本定例会にご提案申し上げました平成27年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、ご決議やご承認を賜り、まことにありがとうございました。

平成27年度一般会計補正予算としてご提案いたしましたふるさと創造プロジェクト事業に係る用地購入費及び道の駅整備に伴う地域振興施設に必要な備品購入費につきましては、議決に対する意見書をいただきました。予算の執行に当たりましては、審議を通して賜りましたご意見やご提言をしっかりと受けとめ、議会に対しましても十分な説明をさせていただき、一層の効果を高めるよう本庁職員一丸となって政策の推進に取り組んでまいります。

さて、本年も出水期を迎えるに当たり、去る6月7日に平成27年度永平寺町水防訓練を行わせていただきました。今回の訓練は、九頭竜川を初めとする河川

の出水に備え、水防技術の向上、水防に対する地域住民の理解と協力を求めることにより水害の未然防止及び軽減に資することを目的に実施いたしました。これにより、地域住民及び自主防災組織の防災意識高揚という本来の目的を十分に達成することができたものと考えております。今後もより一層、防災対策の推進に万全を期してまいる所存ですので、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、去る6月11日に、本町は、森ビル株式会社、森ビル都市企画株式会社とまちづくり基本協定を締結いたしました。協定は、未来のまちづくりを町と企業が連携して行う先進的な取り組みで、今後5年間、本町や地元企業、団体と連携し、地方創生総合戦略策定や地方再生計画に関するブランド戦略の立案、国内外への情報発信について各種情報提供や助言をいただき、魅力あるまちづくりに取り組んでまいる所存でございます。議員の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、暑い日が続く中、くれぐれも健康にご留意いただき、今後とも町政発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前11時13分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員